

新潟市立木崎中学校 いじめ防止基本方針

平成27年8月27日策定

平成28年8月12日改定

平成29年8月25日改定

文部科学省及び新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、いじめ防止基本方針を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

— <いじめの定義> —

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」より

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決して「いじめ」を行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒・教職員・保護者・地域と連携して全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己存在感・自己有用感・自己肯定感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の温かい心・豊かな心をはぐくむために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) 「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防・早期発見に関すること

- ① 特別活動（学級活動・生徒会活動・部活動）を充実させ、生徒一人ひとりの自己存在感・自己有用感・自己肯定感を高める。
- ② 学級、学年、部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ③ 生徒の変化を適切にとらえるために、年間6回「学校生活に関する調査」を実施するとともに、毎日の生活ノート「デイリーライフ」の有効活用を図る。さらに、年3回（7月、10月、1月）市教委から提示された「仲間とのかかわりについて」のアンケートを実施する。なお、アンケート用紙やその集計結果等は、2年間保管する。
- ④ 生徒会が主体となった「いじめ見逃し0集会」などの啓発活動を実施する。
- ⑤ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との関わりを深め信頼関係を構築するとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに生徒指導主事・管理職に報告・連絡・相談する。また、即時、校内いじめ対応ミーティングを開催し、その情報を全職員で共有し理解する。
- ⑥ 生徒同士、生徒と教職員、教職員同士のコミュニケーションから信頼関係の確立を図る。
- ⑦ 保護者と教職員との信頼関係の確立を図る。
- ⑧ 教育相談活動（定期相談2回と適宜の相談）の充実を図る。
- ⑨ いじめに関する事例研修を開催し、教職員のいじめに対する意識と対応力を高める。
- ⑩ 外部講師を招いての講演会、講話などを開催する。

(2) 対応に関すること

- ① いじめの兆候または、いじめが認知された場合には、校内いじめ対応ミーティングを開催し、迅速かつ適切な初期対応を行い早期解決を図る。
- ② 常に被害者の立場に立った対応を心がける（被害者に非はない）。
- ③ いじめられた生徒への対応

ア いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応

する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

④ いじめを行った生徒への対応

ア 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。

イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

ウ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

イ いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりを大切にする学級経営を進めるとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事案について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒に自律的な行動を促すための力を育む。体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

⑥ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

ア 事実把握の段階

- ・ 正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
- ・ 生徒指導部及び管理職への速やかな情報伝達を行う。

イ 方針決定の段階

- ・ ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
- ・ 教職員の共通理解を図る。

ウ 指導支援の段階

- ・被害生徒の心情の理解に努める。
- ・原因の把握に努める。
- ・加害生徒が事態の問題点を理解し、十分に反省するように指導する。
- ・被害生徒が心痛めることなく生活できるように、周囲の生徒との関係を配慮するとともに、加害生徒との関係修復を図る。

エ 継続支援の段階

- ・再発防止のための対策を講じる。
- ・事後の経過観察を正確に行う。
- ・関係生徒、保護者への支援を継続する。

(3) 相談に関すること

- ① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。

ア 教育相談週間（年間2回）

イ チャンス相談の効果的実施

- ③ SC 及び SSW などを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
- ⑤ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

(4) 連携に関すること

- ① PTA 活動、保護者懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面や機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ② 学校だより、学校ホームページ等を通して、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ③ 「梨の花部会（地域の生活と安全、学校のいじめ・不登校等生徒の実態について話し合い考える会参加者：木崎中学校区小中学校校長・生活指導担当・2小1中の PTA 会長・学校評議員・コミュニティー木崎村会長・幹事・交番所長）」や学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を十分に深めておく。
- ④ 学区内小学校の生活指導担当者と、定期的に3校生徒指導部会を開催し、いじめに関わる事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど連携の充実を図る。

(5) 組織に関すること

学校内で以下のような組織を設置し、いじめ問題に取り組む。

① いじめ対策委員会

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導担当、当該学級担任、スクールカウンセラーとする。定例会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催し、その役割は以下のとおりとする。

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめへの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 各取組の有効性の検証

カ いじめ防止基本方針の見直し

② 生徒指導部会

校内の生徒指導担当職員による情報交換会を週1回開催する。

③ 生徒指導情報交換会

原則として、年度当初と職員会議ごとに年間12回開催する。教職員が問題傾向を有する生徒の現状や指導についての情報共有と指導の共通理解を図る。必要に応じて適宜開催する。

④ 運営委員会

週に1回開催し、校内の生徒指導に関する情報交換・対応について協議する。構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任とする。

⑤ 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。(4)③の「梨の花部会」をこれに当て、年2回の定例会を実施する。各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を行うとともに、対策等の共有を図る。また、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進する。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって、以下の対策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 携帯電話、スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については校内への持込み及び校内での使用は禁止とする。
- ② 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。
- ③ 情報モラル教育を図るため、インターネット等の長所と短所について、生徒指導部、道徳部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導に当たり、確かな理解を図る。
- ④ 「中学生に携帯電話は必要ない」という基本理念のもと、不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用・閲覧などは禁止するという立場で指導する。別紙「木崎スマートルール」の周知を図り、中学生としての望ましい生活について指導する。
- ⑤ 書き込み等への対応については、被害にあった生徒の意向を尊重し、書き込みの削除依頼等については、基本的に保護者が行うものとし、学校は当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携して対応する。
- ⑥ 学区内小学校と連携し、「ノーメディア・デー」を設定し、「アウトメディア」に地域をあげて取り組む。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 別紙「スマートフォン・携帯電話に関する学校の基本方針」により、生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等のインターネットに接続できる通信機器の利用については、保護者の責任及び監督の下で行われるよう要請する。例えば、ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者の依頼や相談に応じ、学校として可能な範囲で対応する。必要に応じ、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存することを保護者に依頼するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ③ 生徒が SNSなどでトラブルを起こしたり、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態が生じたりした場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障を来している場合は、保護者と相談する場を設け、SNSの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ① II2 (2) に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会や警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
- ② 被害生徒、保護者への支援、及び加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

III 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、対処に当たる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより、

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑われる場合などの状況をいう。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

スマートフォン・携帯電話に関する学校の基本方針

木崎スマートルールについて

1 スマートフォンや携帯電話に関する基本方針

- ① 中学生にスマートフォンや携帯電話は必要ないので、持たせない。
- ② スマートフォンや携帯電話を持たせる場合は、保護者が責任をもって対応する。
 - 例) ・ 木崎スマートルールの遵守
 - ・ 子どもとの契約書作成
 - ※ 別紙 深めよう絆にいがた県民会議事務局 作成
 - 「スマートフォン等使用推奨ルール」参照
 - ・ ネットトラブルへの対応

2 木崎スマートルール

- ① 生徒がスマートフォンや携帯電話等の通信端末を利用する時間を、21時までとする。
 - ※ 通信端末とは、インターネットに接続可能なすべての機器。
 - 例) ・ 携帯電話 ・ スマートフォン
 - ・ 携帯型ゲーム機 ・ 携帯型音楽プレイヤー
 - ・ インターネットに接続されたコンピュータ
- ② 通信端末を21時以降使用する場合は、学習に必要な場合と緊急の連絡だけとする。
- ③ 歩行中や自転車の運転中、食事中、入浴中などに「ながらスマホ」はしない。